

＜よくあるご質問＞

Q1 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

Q2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A2 産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A3 産前産後期間について保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 出産後に届出することはできますか？

A4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月間となります。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

Q6 産前産後期間の免除の申込みを行いたいのですが、何か必要な書類はありますか？

A6 出産前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。
また、出産後に届書の提出をする場合には、出産日は市区町村で確認できるため原則不要です。
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類をお持ちください。